

今治市避難生活快適性向上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あらゆる災害に自らが備え、自らの命は自らで守るという自助の観点から、避難所生活における良好な生活環境の確保に向けた取り組みを推進するため、災害発生後の避難生活を快適に過ごすために必要な防災用品を購入する者に対し、予算の範囲内で今治市避難生活快適性向上支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が、災害発生後の避難生活を快適に過ごすために必要な防災用品のうち、次に掲げる物（以下「補助対象防災用品等」という。）の購入（市内店舗での購入に限る。）に要する費用とする。

- (1) テント
- (2) 寝袋
- (3) エアマット
- (4) 折り畳み式ベッド
- (5) 簡易トイレ
- (6) 蓄電池（ポータブルバッテリー）
- (7) 非常用トイレ凝固剤

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年7月1日以降に、新品（未使用品）の補助対象防災用品等を総額2千円以上（税込）購入した者
- (2) 補助対象防災用品等の購入日から補助金の申請日までの間において、引き続き今治市に住民票登録のある者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助金の額及び交付回数)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2/3を乗じて得た額（算出した額に千円未満の端数が

ある場合は、これを切り捨てた額)とし、1万円を限度とする。ただし、申請する防災用品に第2条第6号に規定する蓄電池(ポータブルバッテリー)が含まれる場合は、3万円を限度とする。

2 この要綱に基づく補助は、当該年度に一人1回までとする。

(交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、補助対象防災用品等の購入後、今治市避難生活快適性向上支援事業補助金交付申請書兼請求書(別記様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 購入した補助対象防災用品等の内容、購入年月日、領収金額及び領収年月日が記載された領収書その他これに類する書類

(2) 購入した補助対象防災用品等の内容が確認できる写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請及び請求は、購入した日の属する年度の2月1日までに行わなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書兼請求書を受理したときは、その内容等を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金の交付が不相当であると認めるときは、その旨を今治市避難生活快適性向上支援事業補助金不交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、前条の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

(決定の取消し)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、今治市避難生活快適性向上支援事業補助金交付決定取消等通知書(別記様式第3号)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(免責)

第9条 市長は、この補助金の交付申請等に関して申請者と第三者との間に生じるトラブル又は損害等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請等に係る事業の執行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(第5条関係)

今治市避難生活快適性向上支援事業補助金交付申請書兼請求書

今治市長 様

申請者氏名	
-------	--

使用者と申請者が異なるとき

使用者氏名	申請者との続柄
-------	---------

今治市避難生活快適性向上支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいため、関係書類を添えて申請します。なお補助金の申請に当たり、次のとおり誓約します。

- 申請内容は事実に相違なく、申請要件を満たしています。
- 補助金申請のため、私の市税の納税状況等を調査することについて同意します。
- 暴力団及び暴力団員ではありません。
- 転売を目的とするものではありません。

申請者の情報	住所	〒 今治市		
	フリガナ	(氏)	(名)	生年月日
	氏名			年 月 日
	* 連絡先	() - ※日中（9時～17時）に対応可能な連絡先を記入		

補助対象防炎用品等	品名	金額（税込）	品名	金額（税込）
	テント	円	寝袋	円
	エアマット	円	折り畳み式ベッド	円
	簡易トイレ	円	非常用トイレ凝固剤	円
	蓄電池 (ポータブルバッテリー)	円		
	①合計金額	円	②ポイント割引・値引き等	円
			③補助対象金額①－②	円

補助金交付申請額

③×2/3 千円未満切捨 上限10,000円
(蓄電池を含む場合は上限30,000円)

_____, 000 円

振込先口座	金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 農協	支店	<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 所
	フリガナ	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
	口座名義人	(氏)	(名)	

必要書類	添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書原本（購入者氏名及び購入商品の内訳が分かるもの）
		<input type="checkbox"/> 補助金の振込先口座の通帳等の写し
		<input type="checkbox"/> 購入した用品が全て写っている写真

この申請書は、今治市において交付決定をした後は、補助金の請求書として取り扱います。

事務局 確認欄	入力	確認	確認	受付

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長

今治市避難生活快適性向上支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった今治市避難生活快適性向上支援事業補助金の交付について、次の理由により交付しないものと決定したので通知します。

- 1 交付しないことと決定した理由

今治市指令 第 号
年 月 日

様

今治市長

今治市避難生活快適性向上支援事業補助金交付決定取消等通知書

年 月 日付けで申請のあった今治市避難生活快適性向上支援事業補助金の交付について、今治市避難生活快適性向上支援事業補助金交付要綱第7条の規定により取り消したので、返還されるよう通知します。

1 返還決定額 円

2 取消の理由

3 返還期日 年 月 日